

## 「社会環境整備部会」への付託事項について

### ■「社会環境整備部会」への付託事項（部会設置要綱第2条(3)関係） 条例第54条第1項第2号及び第3号にかかる事項について審議を付託する。

#### ○条例第54条第1項第2号関係

青少年の健全育成にとって「有害」な興行等について、知事が指定するとき。

区分	運用状況	備考
第15条第1項（有害興行の指定）	0件（令和4年度） 令和3年度にこれまで毎月行っていた有害興行の指定は行わないよう有害興行指定運用を見直し。	
第16条第1項第3号（有害図書類の個別指定）	0件（令和4年度） 令和4年度に今後は一般の方からの申出などに基づき検討するよう有害図書類指定運用を見直し。	
第19条第1項第4号（有害がん具類の個別指定）	「がん具銃（空気銃・ガス銃）」で一定の構造機能を有するものを指定（平成14年）	
第20条第1項（有害刃物の指定）	ミリタリーナイフ、サバイバルナイフ、ダガーナイフ、バタフライナイフを指定（平成20年）	銃刀法
第22条第1項第3号（有害広告物の個別指定）	現在指定しているものはありません。	

#### ○条例第54条第1項第3号関係

青少年の健全育成にとって「有害」な図書類等の基準を規則で定めるとき。

区分	基準の制定状況	備考
第16条第1項第1号（有害図書類の包括指定に係る写真又は図画の基準）	条例施行規則第1条による認定基準（最終改定：平成19年）	
第16条第1項第2号（有害図書類の包括指定に係る映像場面の基準）		
第19条第1項第1号（有害がん具類の包括指定に係る形状、構造又は機能の基準）		
第20条第1項（有害刃物の指定に係る形状、構造又は機能の基準）		銃刀法
第22条第1項第1号（有害広告物の包括指定に係る写真又は図画の基準）		
第37条第1項第3号（深夜に立入を禁止する、設備を設けて、客に遊戯又はスポーツを行わせる営業種目の基準）	現在のところ規則で定めていないものはありません。	風俗営業法